

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年3月28日開催分）

**司会者：**まず意見交換会の趣旨ですけれども、裁判員裁判が始まってもう7年が経とうとしています。全体としては、順調に進んでいると言われてはいますが、まだまだ改善しなければいけないことがたくさんあると、こういうふうに思っております。

そういう意味で、今回は裁判員裁判の審理の分かりやすさということテーマで行っておりますけれども、裁判員経験者の方から忌憚のない御意見を伺って、今後の裁判員裁判の運営に役立てたいと、こういうことでこの会を定期的に開いております。

裁判官は裁判を担当している中で、裁判員の方から直接話を聞くことができるんですけども、検察官、弁護士の方は、皆様に書いていただいたアンケートを後で見て、自分の活動がどういうふうに評価されているのか知ることになり、直接、裁判員の方とお話する機会がありませんので、検察官や弁護士の方にとっては、この会は特に貴重な機会だと思っております。

そういう意味で、経験者の皆様から忌憚のない御意見をいただければ、ありがたいと思っております。

それでは、まず最初に、今回出席している法曹の出席者から簡単な自己紹介をしていただきます。

**浅香裁判官：**第11刑事部で裁判長をしております浅香といいます。今日は大変楽しみにしておりました。どうぞよろしく願いいたします。

**岡本検察官：**大阪地検公判部に勤務しております検察官の岡本と申します。

司会の裁判官からお話がありましたけれども、検察庁として分かりやすい立証を心がけている中で、裁判員経験者の実際の感想等を聞ける貴重な機会と思っておりますので、どうぞ今日はよろしく願いいたします。

**小田弁護士：**弁護士の小田と申します。今まで裁判員裁判は10件ぐらい経験しております。

こういう場では、大体、弁護士の弁護活動は分かりにくいというか、耳に痛い御意見をいっぱい聞いています。

弁護士会としては、会全体としてなかなか取り組めていないところがあるんですけども、弁護人がきちんとした弁護活動をしないと、裁判員裁判がうまく運用していかないだろうというふうに思っています。

耳に痛い御意見を承って、今後、弁護活動にも生かしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

**司会者：** それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。

今回のテーマは、複数の被告人が同時に審理を受けた裁判員裁判を経験された方から、その審理の分かりやすさを中心にお話を伺うことになっております。

裁判員裁判は、1人の被告人について審理して判決するという事例が圧倒的に多いわけですけども、皆様は2名の被告人が同時に裁判を受けたということで、行ったとされている犯罪が成立するのかということと、どのような刑がふさわしいのかということを判断していただきました。

1名ではなく2名ということですので、2倍の御苦勞があったかもしれないというふうに思っております。そういう複雑な事件を担当された上での御経験や御感想をここでお話いただければと思っております。

また、審理の分かりやすさだけではなく、裁判員の守秘義務についての御感想や御意見もお伺いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、今回出席していただいている裁判員経験者の皆様から、自分の経験された事件等についての全体的な御感想をお話いただこうと思っております。

それではまず、1番の方ですが、1番の方が担当された事件は、通貨偽造・同行使という事件で、被告人AとBがいて、争点は、被告人Aが、犯行の一部についてはBが1人でやったんで、自分はしていないと主張しており、その一

部の犯行について、被告人AとBがいっしょになって行ったと、共謀があるというふうにいえるのか、そして、被告人AとBの量刑について、被告人両名の責任に違いがあるのかどうかということになります。

**裁判員経験者 1**：全体的な感想ですけれども、裁判員を経験いたしまして、それまでよくテレビ等で耳にしていたのが、殺人事件のような、いわゆる血を見るような事件が裁判員裁判で多かった中で、ホッとするとって言ったら語弊があるのかも分からないんですけれども、もちろん通貨偽造同行使ということで重大な事件ではあるんですけれども、そういった事件でなくてよかったなっていうのがまずこの事件を担当したときに思ったことです。

とは言っても、当然裁判員という責任があるわけですから、担当した事件については、他の裁判員の皆さんと一生懸命議論をしたんですけれども、やはり、被告人AとBが意見が対立してるっていう部分が、Aさんの言ってることもそうかな、Bさんの言ってることもそうかなっていうふうに、どっちともとりょうと思えばとれるんですけれども、やっぱり突き詰めていろんなことを考えていくと、やっぱりこっちのほうの方が筋が通ってるよねっていうことがありました。

そのとき、一番思ったのは、裁判のときに、AさんだったらAさん本人あるいはその弁護人が、一方的に自分の意見を申し立てて、それを我々は聞いて、持ち帰って判断する。そして、後ほど、BさんだったらBさん本人あるいは弁護人等々が意見を言う。そして、また持ち帰って判断する。大ざっぱではありますが、そういう流れだったと思うんで、お互い言い分が違うのであれば、AさんとBさんが2人同時に並んでいただいて、Aさんはこう言ったら、Bさんが、いやいや違うよ、あのときはこうだったよと言う。何を言うてるんやと。その場でもめぐとになってしまうとどうしようもないので、そうならないような配慮は当然必要であろうとは思いますが、単純に普段こういったことに携わらない一素人というか一市民としましては、そういう形での裁判の進行っていうのはとれないのかなって思ったことがあります。

それと、やはり裁判が終わるまでの期間というのは、ここに来ていろいろ皆さんと討論してる間だけじゃなく、家に帰ってもやっぱりいろいろ考えました。この事件に関して、この人が言っていることをとればいいか、この人は違うことを言っているけど、どっちが正しいことを言っているかを最終的に判断しないとイケませんので、やっぱりずっと期間中考えてたというようなことがあったなど。大分前の話ではあるんですけど、今思い起こしながらの当時の感想です。

**司会者：**ありがとうございます。

分かりやすい審理の方法というところについて言及していただきました。また後でその辺りについては詳しくお願いいたします。

それでは次に2番の方と3番の方が同じ事件ということになります。

この事案は、被告人2名の強盗殺人事件で、争点はいろいろありますが、被告人1人については、殺意があったのか、もう1人の被告人については、強盗をするという共謀が事前にあったのかどうか。さらには、殺害まで共謀したのか、こういう点について争いがあった事件です。

強盗殺人というかなり重い事件で、先ほど言いましたように、かなり昔の事件ということですので、判断するのに御苦労があったんじゃないかなと思います。その辺りも含めて2番さんと3番さんに全体的な感想についてまずは伺いたいと思います。

では、2番さんよろしく申し上げます。

**裁判員経験者2：**最初に裁判員に選ばれたときから、1番さんが言われたように、殺人事件だったら嫌だなというのは若干あったんですけども、いざこの場に来るまで事件が分からないので、実際殺人事件だと分かった瞬間には、やはりその場では結構な方がちゅうちょしたと思うんです。

そこで、それをそのままやるかやらないかっていうのは結構迷ったんですけども、本当にいい機会なのでぜひ経験としてやれるものならやってもいいのかなと思って、裁判員に選ばれるといいかなと思ってあの場にいました。

審理というか全体的な流れの中で、自分たちで考えて、やはり皆さんいろいろ意見を言い合うんですけど、裁判官の方が、こういうときはこういう感じの意見もあるよという感じで、公平な判断を促してくださったと思います。結構片寄った意見というのは皆さん持っていると思うんです。それがみんなで話し合うことで、自分の意見がやはり、あれ、これ、もしかしたら違うなっていうことで、揺れてしまうんですね。揺れてしまうんですけども、やはり話し合っていくうちに、正しい意見といますか、結論が導き出されていくので、自分だけでは物事は進まないっていうのがよく分かりました。私が携わった事件というのは、被告人は2人いらっしやったので、結構、頭の中で分けるんですけど、結構ごちゃごちゃになってしまいました。あれ、これはAやったかな、Bやったかなというのがすごく分かりにくかったというのがあったのと、登場人物が割と多かったので、ごちゃごちゃになるっていうのが結構ありました。そこがすごく難しかったので、被告人が1人だったらこんなに迷わないんだろうなっていうのはありました。

一つの事件を2人でという形だったんですけど、それでも数日で全てが終わってしまうので、こんな短時間で終わってしまうのかという気持ちも若干ありました。

判決は、裁判官の方と裁判員みんなで話し合っ、答えを見つけていくので、すごく難しいなとは思いましたが、それも公平さといったら変ですが、結局みんなで、きちんとした答えが導き出されたんじゃないかなとは思っています。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは引き続き、3番さんからお願いします。

**裁判員経験者3**：全体的な感想としては、私は、バックグラウンドは実験系の理科系の人間なので、証拠というものが、この程度の不確かさで結論を出すのかっていうのが非常にインパクトがありました。担当した事件の難しかったところは、かなり古い事件だったので、当事者ですら記憶がないっていうことをと

ころどころ言われるんですね。で、そういう中で、いろいろと事実関係を事前に、検察の方が調べるけど、それはそれが本当のことかどうかなんて分からないだろうと。その程度の情報量ではというのがありました。それに対して、弁護人の方は、僕らから思ったら、その辺りの点をあまり突っ込んでこない。自白したんだから、少し情状酌量みたいなことがあるべきだとか、もともと気の弱い方だから、そういうことも起こってしまったんだとか、そちら方面の話は結構多かったような気がするんですけどもね。

ただ、僕の正直なイメージは、それもそれで十分参考にはしたつもりなんですけど、とにかくその程度のこと、本当にそれが事実だったのかどうかというのは、分からないんじゃないかっていうところを、弁護人が反論するとか、攻めてくればいいんじゃないかというようなことは思いました。

で、そのときの判決文を今読み返しても、これはこれで非常にきれいな理屈があると思うんですけど、やはり事実、本当にみんな事実はそうだったのかと思って、そこは何となく引きずるところがあります。

**司会者：**ありがとうございます。

確かに昔の事件ですので、なかなか客観的な証拠等がない中での判断ということで、なかなか難しい事件だったかなというふうに思います。

それでは次に、4番さんが担当された事件ですけれども、これは覚せい剤の密輸ということになります。被告人両名がカプセル状に包んだ覚せい剤を飲み込んだりして、体内に隠して航空機に搭乗して日本に持ち込んだところ、空港の税関で発覚してしまったという事件になります。

争点としては、体内に隠し持っていたものが、覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物であるというふうに、被告人両名が認識していたかどうかということと、被告人らが氏名の分からない人たちとその覚せい剤の密輸について共謀していたかということになります。

ただ、この事件は、それだけではなくて、税関手続の違法性というのが問題となり、今回4番さんが担当された裁判の前に大阪地裁で裁判があつて、その

中では一部の関税手続が違法であって証拠能力がないという判断がなされて、高裁では、その証拠能力がないとした部分については違っているということで、もう一度裁判員裁判をやりなさいということで戻ってきた事件です。

そういう意味で、4番さんが経験された裁判というのは、前に行われた裁判のときに行われた証人尋問とか被告人質問の結果が、DVDという形で多数取り調べられており、そういうところにちょっと特徴がある事件だったと思います。

審理期間もかなり長い期間で、裁判員裁判としてもかなり珍しい事件だったので御苦労も多かったのではないかと思っております。

それでは全体の感想について、4番さんのほうからお願いいたします。

**裁判員経験者4**：全体的な感想は、やっぱり長かったなっていうのがあります。

でも終わってみるとやっぱり、一つ一つちゃんと証拠をきちんと見て意見を出さないといけないから、仕方がないんだろうとは思いますが、本当にずっとDVDを見続けて、しかも外国の方なので、通訳もすごく長いんです。英語が分からないですし、ずっと見てきた中でも、必要だったから入ってたんでしょうけど、これは必要なのかなと思うようなところもあったりして、もうすごく本当に長かったなっていうのと、でもそれだけ長い間ずっと同じ裁判員の方とコミュニケーションもとれるので、最終的にすごいいろいろな意見が出て、すごくいい話合っているのか分からないですけど、すごくためになったなと思います。

でも、ためになって、裁判員裁判に参加してよかったなと思いますけど、やっぱり1番の方もおっしゃってましたけど、これが殺人事件ですとか、やっぱりちょっと残虐な事件だったら、この気持ちになれたのかなというのはあります。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは、今のお話の中でもいくつか審理の分かりやすさというところについて話が出たところがありますので、その辺りはもうちょっと具体的にお聞き

していこうかなと思います。

まずは、2番さんから。被告人が2人もいて、どちらがどちらの話なのか混乱しちゃったと。そういう意味で、被告人が2人いたという難しさみたいなものがあるというお話でした。ほかの方たちはいかがでしょうか。被告人が2人いっしょに裁判を受けているというところで混乱したところというのはなかったですか。逆に言うと、2人いっしょだったから判断しやすかったということもあるかなと思いますので、この辺りも含めて御感想があればお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者 2**：被告人が2人いて、名前は一応AとBと分けて話が進んでるんですけど、一つのことしてるので、最初にやったのがどっちでとか頭の中で考えているんですけど、途中で「えっ、最初どっちだったっけ。」とかいう感じで、ちょっとごちゃとなってしまうんですね。だから紙に書いて、これがこうっていう形で自分で表を書いたりとか、絵を描いたりとかして、分ける必要があったので、それが難しいなと思いました。

**司会者**：ほかの方いかがですか。同じ事件を担当された3番さんはどうでしょうか。

**裁判員経験者 3**：この事件は、被害者の方もそうだし、当時は一旦いっしょにいたんだけど、もういない方とかがあっちこちに小屋を建てて、どの時点でどの人がどの小屋にいて、穴を掘って埋めた現場と小屋の位置の関係とか、その小屋についている扉の位置と穴の関係とか、結構大事と思ったんですけど、それはそれはなかなかよく分からなかった部分がありました。「あれどうだったっけ。」とか言うと、もちろん裁判官の方とかが、そのたびに図面とか写真を示していただけたので、ああ、そうかそうかと思うんですけども、その辺りが何ていうんでしょう、物理的に難しい感じがしました。

**司会者**：1番さんはいかがですか。先ほど審理のやり方として、2人並べて聞いた方が分かりやすかったんじゃないかというお話もあったかと思います。

**裁判員経験者 1**：そうは思ったんですけども、今回私が担当させていただいた

裁判では、AとBの混乱というのとはなかったです。逆に、2人いっしょの裁判だったから、それぞれの主張が聞けてよかったんだろうと思いますし、AだったらAの主張、Aの裁判でAのみの主張であれば、それはそれでああそうなのかなというふうに納得してしまったでしょうし、Bは全面的に認めていましたのでそんなこともないでしょうけども、当然Bの言葉は、Bの言葉で個人単独の裁判であれば、そうでしょうねって、後は状況どうしましょうかっていうことだけだったんだろうと思います。2人いっしょの裁判だったからこそ、Aの主張がちょっと違うんじゃないのっていうようなことがあったんだろうと思いますので、この裁判に関しては混乱はなかったですし、2人いっしょの裁判でよかったんだと思います。

**司会者：**ありがとうございます。

混乱してしまったという話は2番、3番さんからも出たところもあり、その関連でちょっとお話を伺いたいですけれども、まず最初に起訴状朗読ということで審理が始まりますよね。それで、言い分が出て、冒頭陳述があったかと思います。検察官がこれから立証していく事実はこのようものですと。こんな証拠で、これから立証していきますと。こういう話をして、弁護人も、弁護人としてはこの事件はこういうふうに見ているということで、冒頭陳述をやったと思うんですけれども、それを聞いた段階、冒頭陳述が終わった段階で、この事件がどんな事件で、どこに争いがあるって、それでどこがポイントになっていくのかというのが皆様に分かるような状態だったのかという点についてはいかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**冒頭陳述の段階では、やはり何も分からない状態でした。

まず緊張してるので、初日に法廷に並んだときに、後で仲よくなった方たちと話したんですけど、最初は前が見れなかったんです。もう緊張してしまっているというのがあって、一応聞いているんですけども。後、弁護人の方がすごく上手にお話されるので、それに引き込まれてしまって、ああそうなんだみたいに、その場では全然まだ自分の中では何もまだ分からない状態でした。

**司会者**：ありがとうございます。

4番さんはいかがでしたか。冒頭陳述を聞いた段階で、この事件の争点がどの辺りにあるかは理解はできましたでしょうか。

**裁判員経験者4**：私は、ちょっと時間かかりました。

説明はちゃんとしていただいたんですけど、本当に初日は緊張するのもありますし、もう何かこんがらがっちゃって、徐々にそれは分かっていきました。

**司会者**：1番さんは、その辺りはどうでしたか。

冒頭陳述を聞いた段階で、どのぐらい理解できましたでしょうか。

**裁判員経験者1**：ほとんど分かってなかったと思います。事件の概要的なことは分かるんですけども、Aが言っていることが本当かどうかというのを判断していく段階においては、全然冒頭陳述では分かってなかったと思います。

みんなで話し合って、いろんな意見が出てきて、そこで段々理解が深まっていったんじゃないかなと思います。

**司会者**：3番さんはいかがですか。

**裁判員経験者3**：争点っていいですか、2人の被告の方の言い分の食い違いみたいなところは分かったんじゃないかなと思っているんです。

ただ、では、どっちの言っていることが本当かみたいな材料もそういう陳述の中にあるものなのかなという思いがあって、だからそういうところを判断しないといけないのだなということは、あの段階で掴めたとしても、そのときには材料が全部見えていないので、そこから先、あんなに苦勞するとは、そのときは分からなかったですね。

**司会者**：ありがとうございます。

その段階で分かったという方と、やっぱり緊張されていて、ちょっと頭に入ってこなかったという方もいらっしゃるんでしょうかね。

検察官の冒頭陳述、あるいは弁護人の冒頭陳述で、何かこう分かりやすさの工夫とかですね、あのときは分からなかったかもしれないけれども、こんな工夫があったら分かりやすかったとか、後、審理のスケジュールとかについてで

も結構ですので、こんな点に注意してもらえれば、最初の段階から分かりやすかったというような感想をお持ちになられた方はいらっしゃいませんか。

確かに、やっぱり緊張されていると、頭に入ってこないというところがあったかと思うんですけども、内容として、後で振り返って見て、何かこんな工夫があったらもっと分かりやすかったのになとか、思われるところはありませんでしょうか。

**裁判員経験者 3**：とにかくその現場っていうんですかね。いろんな位置関係が結構気になってくるんです。

検察官の方も、メモ等をいろいろと出していただいているとは思いますが、全体像がちょっと分かりにくかったような気がします。今から思えば。その場その場で、こういうふうにテープ巻かれてましたとか、穴はこうなんですとか言われても、それはそのとおりなんですけど、その流れがよく分からない。被告人が2人いて、どっちがいつの段階で何をしたっていう話なんですけど、そのときに、僕としてはどういう位置関係でそういうことになっているのが本当に最後までよく分からなくて、部屋に戻って皆さんと話をしているときに、そこはどうだったんでしょうって言うと、裁判官の方からアドバイスとか資料とかが出てきて、ああそうかそうかみたいな感じがありました。

**司会者**：そうすると、法廷では、さっきもおっしゃっていた、現場にいろんな小屋があり、いろんな人たちがこう出たり入ったりしている、こういう大きな流れみたいなものが当事者の活動だけ見ていたらちょっと把握ができなくて、頭に入ってこないところもあるというお話でしょうか。

**裁判員経験者 3**：弁護側の主張とか検察側の主張っていう前に、とにかく分かっている事実として、全体像はこうですというのを先にやっていただいて、その後で、弁護側としてはこう、検察側としてはこうみたいな形はどうかと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

1番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 1**：漠然と裁判というものはこういう流れなんだと思っただけです。

**司会者**：ありがとうございます。

4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：私も特に何も思いませんでした。

**司会者**：そうすると、次は、さっき1番さんが話をされたように、被告人両名がいっしょにいて、同時に質問をしていけばもっと分かりやすかったんじゃないかなという話もあったと思うんですけども、冒頭陳述が終わってこれからいよいよ証拠調べに入るということで、まず証拠書類を読み、そして証人が出てきて話をして、多くの事件は多分最初にどちらかの被告人の質問があって、それが全部終わってから次の被告人の質問に入っていくと、このような流れで行われたのかなと思うんですけども、その辺りのところでですね、証拠の取調べの方法とか、さっき出ていましたように、全体が分かるような証拠にならなかったんじゃないとか、証拠調べの方法とか内容とかで、分かりやすかったところ、もしくは分かりづらかったところ、そして分かりづらかったところがあった場合は、どういうところを改善すべきだったのかというところについて、何か御意見がある方はいらっしゃいますか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。証拠はあまりなくて、それももう古いものですから、ちょっと何か特殊だったんですね。だから、証拠の信頼というのもすごく大切なんですけど、それよりも状況っていうんでしょうか、そのときの状況のほうばかりが頭に入ってしまって。みんなで話し合うときも、自分の中では証拠がフライパンであったりとかそういうものばかりだったので、これで殺人になりましたっていうような決め手がなかったものですから、あんまり自分の中では証拠ももちろん大切ですけども、その状況のほうばかりが決め手になったという気がします。

**司会者**：この事件では、被告人がそれぞれ違う話をしていて、どっちが正しいんだろうとか、その辺りを判断する材料がこの事件だと限られていたんでしょう

かね。なかなか客観的なものがなくて判断が出しづらかったんでしょうか。

**裁判員経験者 3**：実際に本当の事件で関わると、証拠っていうもののイメージすら違うんだなと思いました。例えば、今回の被害者の方が頭を殴られていたという話なんですけど、そのときにフライパンがあり、げんこつがあり、土の中に一緒にバッテリーが埋まっている自転車なんか含まれてるみたいな話があって、僕は勝手に、証拠っていうのは、いろいろあるけどフライパンの柄に、Aの被告の指紋がついていたので、これはフライパンによってAが殴ったんだみたいな感じ、イメージを持ってるんですけど、証拠品としてそういうものがありましたっていうだけだったような気がするんです。

なので、そういういろんな品物があるから、AがやったBがやったっていう判断ができるのかって言われると、決してそういうものでもなく、何か2番さんが言われたように、ちょっとその証拠がないから、いろんな状況を判断すると結局こうだということになる。証拠というにはどうなんだろうという感じはちょっとあります。

**司会者**：なるほど。

確かに、証拠というのは、客観的なものがどんな事件でもあるというわけではないところがあってですね、特にこれはちょっと古い事件だったので、仮に指紋とかが昔はついてたのかもしれないですけども、もう何年も経てば消えてしまっているといったところが難しかったんでしょうかね。

先ほどちょっと1番さんからお話があった、2人の被告人を同時に並べてそれぞれに聞くという方法は、裁判としてそういう方法もあるんですけども、多くは使われてないということがあってですね、多分皆様が御担当された事件はそういう方法がされなかったと思うんです。けれども、そういう方法をしたほうが分かりやすかったんじゃないかとかいう方はいらっしゃいますか。

さっき1番さんが言われた、同時に被告人を並べて、この事件、ここのテーマについて、まず例えばA被告人が話し、その点については、B被告人はどうですかと。いや違うよと。そういう形で聞けば、自然とどっちがうそについて

るのかとか、勘違いしてるのかとか、そういうところが分かったんじゃないかと。

皆様が担当された事件について、このような審理方法がなされたらどうだったのかといったところで少しお話をお伺いできたらと思います。

1 番さんどうぞ。

**裁判員経験者 1**：全ての事件がそうだとはいわないんですけれども、私が担当させていただいた事件に関しては、それも私自身が思っただけなのかも分かりませんけれども、そのほうがよりスムーズに、真実にも近づけるし、スピードも早かったのではないかというようなことを、裁判員を経験してるときから思っていました。

**司会者**：ほかの方いかがですか。

3 番さんどうぞ。

**裁判員経験者 3**：被告人の人柄というのが、今回私たちの担当した事件では大分違っているんです。それが本心かどうかはちょっと置いておいて、見た目の印象というのが、一方は、もう自分がやったことを認めてるし、ちょっと言葉が適切ではないかもしれないけれども、申し訳なかったという態度を出してきているような印象なんですけれども、もう一方は、そそのかされた、あるいは強制されてやったんで、自分は主として関わり合っていないと。もう 1 人は嘘つきだっという感じなんです。

この 2 人が同時にしゃべった場合、一体どういう状況が起こるのかっていうのは、なかなかそれはそれで参考になるかもしれないけど、ますます混乱するような気もして、何かケース・バイ・ケースなのかなと。それが役に立つこともあるけど、やったために何だか分からなくなってしまう。プロの方はいいかもしれませんが。そういうのがあるんじゃないかなという気がします。

**司会者**：ありがとうございました。

4 番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：そういう 2 人の共犯の人がいたときに、何か根性悪い方が勝つ

というか、何て言うんでしょう。何かそういうこともあるのかなって思います。弱い方がやられちゃうかもしれない。

**司会者：**なるほど。そういう意味でやっぱり真実が明らかになるかどうか、不安なところもあるということですかね。

**裁判員経験者 4：**そこまで見透かせたらいいですけど。

**司会者：**なるほど、ありがとうございます。

(休憩)

**浅香裁判官：**2番さんにお伺いしたいんですけど、登場人物が多くてごちゃごちゃするところがあったとお聞きしました。どんな御苦勞があったのかということと、どんなふうにしてもらうとありがたいなというのがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

**裁判員経験者 2：**まず、私がかかわった裁判が、登場人物が5人ぐらいいたのので、その5人の中でも、今回犯行に携わった人が2人、その2人のうちの1人が名前が二つあるんです。仮名というのかな。本名と、その当時名乗ってた名前が二つあるので、それが結構ごっちゃになってしまうというのがありました。私は本名のほうで覚えていたんですが、共犯の人は仮名で発言するので、それもまたごっちゃになったりとかしたので、もう統一で、A、B、Cとかにすればよかったのかなみたいに思いました。

**司会者：**それは、今回の事件では、最初の段階で、登場人物の名前の一覧表とか、そういった資料は特に配られたりはしなかったんですか。

**裁判員経験者 2：**いえ、配られてはいたんです。ただ、話の中で仮名兼何とかという感じで呼んでいくので、話し合うときもみんな話合いですけど、仮名で言う方もいらっしゃったら本名で言う方もいらっしゃって、ちょっとごっちゃになってしまうというところがありました。

**司会者：**そうすると、もう統一してしまえば、みんなその名前でしか扱わないの

で分かりやすかったんじゃないかと、こういうことでしょうかね。

**裁判員経験者 2**：そうです。

**司会者**：同じ事件ですので、3番さんは、その辺りいかがでしょうか。

**裁判員経験者 3**：それは確かにあって、多分、私も評議してる中で、何度かあれっと思ったと思います。ああそうか、そうか、この人の話やねんなって感じですかね。特殊な例だと思うんですけども。

**司会者**：でも確かに、登場人物がいっぱいいると、困難な事件もあるかと思えます。特に外国人になってくると名前がなかなか覚えづらい方もいると思うんですけども、4番さんはその辺りはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：外国の方でも入りやすい名前だったので、それはなかったです。

**司会者**：ありがとうございます。

出席されている法曹の方から、先ほどいろいろお話が出た中で御質問はございますでしょうか。

**岡本検察官**：先ほど、冒頭陳述に関する御意見を伺った中で、冒頭陳述を聞いただけではなかなか争点等が分からなかったけれども、その後段々分かってきたという御意見が多かったかと思うんですけども、その冒頭陳述をやる側としまして、分からなかった原因、4番さんは緊張されていたとおっしゃいましたけれども、そのほかの理由として、例えば内容が詳し過ぎて逆に混乱するという方向性だったりとか、あるいはあっさりし過ぎていて何が何だかという感じなのかとか、あるいは検察官や弁護人の話すスピードであるとか、そういったところに問題があったのか。その辺りでの御意見等をもう少し詳しく教えていただけたらと思いました。

**司会者**：それでは順番にお伺いしましょうか。1番さんからお願いします。

**裁判員経験者 1**：ざっくりといいですか、大まかな概念といいですか、要はAとBが争ってるという部分は当然分かるんですけども、その中で、どちらか、2人が言うことが違うということはどちらかが嘘をついているということですか。

から、それをどんどんどんどん潰していくというか、矛盾を消していくという  
か、それは冒頭陳述で分かる必要がないのかも分からないんですけども、そ  
ういったことが具体的に、弁護人であるとか検事であるとか、いろいろな方  
話を聞いて、これは矛盾するけれども、逆に今度はこの可能性もあるんじゃな  
いのというのが、どういうんですかね、一つ疑問を消すと、でもこういうパタ  
ーンもあるよねというようなケースが出てきたように思うんです。そういった  
ところまでは当然、冒頭陳述の時点では分かりませんでした。

**司会者**：ありがとうございます。

2番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者2**：私が携わったときは、弁護人の方の冒頭陳述がすごく上手だっ  
たんです。もう話術がすごく上手で、私たちに訴えかけるような、どっちかと  
いうと人情的な感じだったんです。それにちょっと引き込まれてしまって、そ  
の後に検察の方がされたときは、やっぱり単語も難しいですし、淡々ときちん  
と話をされるんですけど、結構最初の弁護人の方の話に引き込まれてしまっ  
ていて、今度検察の方の話がすごく、きちっとした、当たり前のことを言っ  
てるんですけどちょっと難しく聞こえてしまったというのがあります。

**司会者**：ありがとうございます。

3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者3**：今の2番さんの話につなげていくと、弁護人の方といってもし  
ゃべったのは1人ではないんですけど、主力の方というか、その方がなかなか  
人情話的なことを上手にしゃべられるんです。ただ、それはそれでなるほどと  
は思うんですけども、検察の方は比較的淡々と事実を、決して悪いって  
いう意味で言ってるんじゃないですけど、すごい大阪弁で、僕らは関西言葉です  
から全然親しみが持てるというか聞きやすいんですけど、何ていうんですか、結  
構こういうおもしろいローカルな戦いをするんやなという感じ、それぞれ得意  
技でしゃべっておられるんだろうなとは思いました。

**司会者**：なるほど。

4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者4**：私は検察官の方が言うことは分かりやすかったんで、すっと落ちたんです。でも、弁護人の方たちは何人かいらっしやいましたけど、何について言ってるのかなとか、それ必要なのかなとか思ったことはありました。

**司会者**：弁護士のお立場からも、今の点も含めてですけど。

**小田弁護士**：3番さんですかね。頭を殴られたことに関しまして、フライパンとかバッテリーとかそういうのがあって、それらには指紋があった。その指紋があったというそれ自体ではなくて報告書しかなかった。だから、何ていうんですか、心証がとりにくかったというような趣旨のことをおっしゃったように思うんですが、そういう理解でいいですか。

**裁判員経験者3**：そういうことではなくて、何ていうんですか、素人が証拠というものに対して持っている概念と、提示されたいろいろな物的証拠みたいなものの中にちょっとギャップがあったという感じだったんです。こういうのを証拠っていうんだという。何ていうんだらう。ものを見たら何が起こったか、もっとはっきり分かってくるとか、どっちの人が何をしたか分かってくるとかというようなものじゃなくて、単なる物としてこれが埋まってましたみたいな、そういうのも証拠っていうんだなというのが私の中ではギャップがありました。

**小田弁護士**：裁判が始まるまでに証拠書類を検察官が請求して、それについて弁護人から、これは裁判所でその証拠書類を見てもいい、いやだめだとか、そういう形である程度証拠書類について事前にまとめていくという作業をしまして、それで証拠書類はまとめたものを裁判に出すという、そういう手続なんですけれども、弁護人あるいは検察官もそうですけど、もともとの証拠を見た上でこれをまとめようかという形でやっているんです。ただ、それに関して、弁護人と検察官というのはもともと証拠を見てますから、こういうものだというのが分かるんですけれども、裁判員の方はそういうまとめたものを見る。そうするとそこにギャップというか、こっちが分かりやすいと思ってることと裁判員の方が分かるということのギャップがあるんじゃないかというような危

惧感も若干持ってるんです。その辺りにつきまして、要するにそういう問題と、最初証拠書類を朗読して、それからあと証人尋問という形に入ると思いますが、証人尋問が入るまでにその証拠書類を朗読されることによって、事件の全体というか基盤というか、客観的な状況とか、そこら辺りの分かりやすさについてはいかがだったでしょうか。皆様にお聞きしたいです。

**司会者：**皆様、御質問の意味は分かりましたでしょうか。全体像が分からない段階で証拠書類というか、個々のものが出てくるというところで、今何の関係でこの証拠を調べているんだらうかとか、あとは統合という形で、当事者は分かりやすいように情報を絞って出しているんですけども、それが逆に聞いているほうからは分かりにくいとか、そういうところはなかったんでしょうかと、こんなような御質問でよろしいでしょうか。その辺りについては皆様いかがでしょうか。では、1番さんから順番にお願いします。

**裁判員経験者1：**今回、通貨偽造ということで、いわゆるコピーしたようなものとかミスしたようなものとかというのが証拠として出てきてたんですけども、その辺りについては、もちろん、ビニールに入ってた中でのものを近くで見せていただいていますので当然分かりやすいものではあったんですけども、ただ、色弱とかいろいろな条件がAさん、Bさんのほうの言い分にあった中で、逆にこれが証拠として逆の立場から、とろうと思えばとれるようなものもあったのかなというふうに記憶しています。

**司会者：**2番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者2：**殺人事件だったので、自分のイメージでは、殺人事件であれば包丁に血がついてるものが証拠ですってというようなイメージだったんですけど、見せられたものは、1番さんがおっしゃったように、ビニールの中に入ったもう古くなったガムテープであったり、縄というか紐みたいなものであったりで、これで手足がくくられてましたというのが証拠だったので、何となく、証拠イコール殺害に至った物が証拠だっていう頭があって。フライパンに血がついているものが証拠みたいな感覚があったので、そういうものが出てきて、

あ、これが証拠なんやなみたい。何となくイメージしてたものと証拠が違ったというだけです。

**司会者：**フライパンを見ても、それが直ちには今回使われた凶器であるというふうには見えないので、あれ、何だろうかなと思われたと、このようなことなんでしょうかね。

**裁判員経験者 2：**はい。

**司会者：**3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 3：**今、弁護士の方がおっしゃったように、それこそ山ほどいろいろなものがあって、その中からそれぞれの側のストーリーに参考になるものをピックアップして組み立てられてるわけです。裁判官にお伺いしたときも、今言われていたように、裁判官も、もともと全部を知っているわけじゃなくって、検察側、弁護士側の方が作られた、その限られたものを見て、全部は分からない状態で、判断されるんですよね。それはきっと、時間とか手間とか、もうどうしようもないことだと思うんですけど、それもちょっと、あ、そういうものなのかみたいなどころはあって。何ていうんでしょう、それぞれの立場の方が、言葉はあれですけど操作して作り上げられたものですよ。そうすると被告人のどっちかが嘘を言ってるというのに加えて、裁く側の人の取捨選択というのが正しいのかどうか。こっちは嘘とはもちろん思わないですけど、それが本当に適当なのか、そこは落としていいのみたいなものがあるかも分からないわけですよ。それは、こういう制度で裁判というのはされるのだなということなんですけど、ああそうなのかと思いましたね。

**司会者：**ありがとうございます。

4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 4：**証拠は覚せい剤もあったかな。ただそれを証拠として扱うかどうか、威圧的な取調べがあったでしょうというDVDや、録音したテープとかも見ましたが、そうは私は思わなかった。弁護人の方たちは、威圧的な、何ていうんでしょう、何か、こらじゃないけど、何かそういう威圧的なもの

のがあって取り調べたからこれは証拠として認めないでくださいみたいな感じだったと思うんですけど、それが証拠というなら、それは、そういうふうにとれるとは思わなかった。

**司会者**：分かりました。

4番さんの事件はなかなか難しいところもあって、証拠物自体は覚せい剤とかそういうものなんですけれども、税関の手續に違法があるかどうかというところで、税関職員の人たちがどんなことを言ったのかというところが争われていて、その関係でDVDがたくさん出てきたので、なかなか難しいところがあったかと思います。

**小田弁護士**：観点はちょっと変わるんですけど、先ほど弁護人の冒頭陳述というか、人情的な話がよかったというお話がありましたが、それは後々影響したのか、いややっぱり人情にかまけてごまかされたというふうに考えたのか、その辺りはどうでしょうか。

**司会者**：先ほどのお話だと、引き込まれてはしまったけれども、あれはどうだったのかなみたいなお話かと思っていたんですけど。

**小田弁護士**：弁護人の弁護活動がほめられるということがあまりないものですから、今後の参考にしたいと思ひまして。

**司会者**：2番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：2人の被告人がいて、そのうちの1人の弁護人の方がすごく上手だったんですよ。もう引き込まれてしまって、本当にテレビを見るような、劇団に入っているのかなと思うくらい上手だったので。もう1人の被告人の弁護人は若い方が2人で、何かたどたどしくって、ちょっと、えって感じだったので、最初のほうがやっぱり印象に残りました。

**司会者**：質問としては、印象に残って、その内容が最終的にその結論に結びついてたのかという。

**裁判員経験者2**：それはないですね。やっぱり上手にお話しされる人のほうが心には残るといったら変ですけど、やっぱりすっと落ちてきます。

**司会者**：なるほど。分かりました。

3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者3**：そうですね。どっちかというところとそういうところあまり引張られたらいかんぞと自分に言い聞かせながらやってみたいなところはあります。けど人情はともかくとして、検察の方も弁護人も、やっぱり上手に話すというのは大事だとは思いますが。確かにすごく違うといいますが、差があるんですよね。まじめにやっておられるに決まってるんですけど、やっぱり引っ掛かり引っ掛かり説明されると、すっとされるのとだと、分かりやすさが違ってしまふんです。でもそういうところで被告の方の印象に差がつくというのは、ちょっとよくないのかなという気はしていました。

**司会者**：そうしますと、もうちょっと時間がありますので、お聞きしたいと思います。今回複数の被告人がいるという関係で、弁護人も複数いる場合、例えばA被告人の弁護人がまず質問をして、次に検察官が質問をする。その後に被告人Bの弁護人がまた同じ人に質問をするといった形で尋問がなされていったのではないかと思うんですけども、そういうときに何か、同じ話を何回も聞いているとか、重複しているとか、そのようなイメージを受けたことはなかったでしょうか。さっき4番さんのお話で、何のために聞いているのか分からなかったというお話もありましたけれども、重複しているだとか、何を聞こうとしているのかが不明であるとか、そのような印象をお持ちになったという方はいらっしゃいませんでしょうか。

**裁判員経験者1**：今のお話を聞いても具体的にはちょっと思い出せないんですけど、何かこれって時間の無駄じゃないかなと思ったことはあったように思います。具体的に何がそう思ったのかはちょっと思い出せないんですけども、今のお話を聞いて、その感情だけ思い出しました。

**司会者**：ありがとうございます。

2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者2**：同じことを言ってるなみたいなことはあったんですけど、それ

はそれで必要なのかなと思って聞いていました。

**司会者**：ありがとうございます。

3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者3**：とにかくAさんとBさんの意見が対立しているわけなので、それぞれの立場を弁護されているので、同じ事件の流れを説明されても違う話が出てきますよね。だから今回担当した事件に関しては、それは、重複するところは重複するんですけど、違ってくるところがきっとポイントなんだろうと思って聞いていました。そういうと立派そうですけど、分かりにくいのは分かりにくいですよ。あのときこっちはどう言ってたかというのが、同時にきれいに並行しているわけじゃなくて、ずっと聞いて、今度はこっちにいきますよね。そうするとこっちのこの場面はこっちで今この辺りなんだけど、ここは違うのかなっていうところがあって、そこをつかみたいと思うんですけど非常に難しい印象がありました。

**司会者**：4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者4**：何回も同じことの繰り返しかなと思うこともありましたし、DVDでずっと見ていて、その一語一句を全部プリントアウトしたものをいただいて、それを見ながらDVDをずっと見ているんですけど、プリントアウトしたものを見ないと内容が分かりにくいので見ていたら、弁護人の方から、もっとDVDを見て、表情とかもしっかり見てくれって言われるし、でも、DVDをずっと見ていたら、ややこしい話になってきたらよく分からないし、どうしたらいいのかなっていう戸惑いはすごくありました。

**司会者**：なるほどね。DVDとは別に、その内容が書かれた紙も配られていたということですね。

**裁判員経験者4**：そうなんです。ちょっと分からないので見ていたら、DVDで被告人の方の表情とかを見てほしいっておっしゃるんで。

**司会者**：分かりました。ありがとうございます。

そのほかに、今回、審理の分かりやすさの関係でこんなことも言いたいとい

う方がいらっしゃいましたら最後にお話をいただいて、このテーマについては終わろうかと思えます。今後のために、こんなことが参考になるんじゃないかとか、そのようなことがあればお伺いしたいんですけれどもいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：審議するのに法廷からいったん部屋に戻りますよね。あれはやっぱり何回も戻るものなんですか。すごく回数が多くて。あれが割と大変だなというのは思いました。

**司会者**：なるほど。これは裁判の運営の話になるんですけども、考え方としては、話を集中して聞いていただけるのは1時間ぐらいかなというところがあって、1時間経つくらいで休みをとっていることが多いと思います。ただ、法廷の造りがあって、1階の法廷で裁判をやっていて、4階の評議室まで戻らなければならないということで、何か行ったり来たりばかりしているなという印象をお持ちだったのかもしれませんが。

ほかの方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：あまり覚えていない部分もありますし、特に言っておきたいというようなことはないです。

**司会者**：ありがとうございます。

3番さんはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 3**：言っておきたいというのとはちょっと違うかもしれませんが、やはり素人が思っている、裁判という行為の中で判断する基準というか、最初に言った印象なんですけど、本当にこの程度の事実関係で決めるのかと感じたことはあります。我々の場合は、随分議論させていただきましたけど、だからといってそれで正解にたどり着いたと信じられるわけではなく、だから多分人によっては引きずることがあるんだと思うんです。でも、日本の国の裁判の方法、あるいは評決の仕方というのはこういうことなんだよというのを、基本的なところを説明してもらっておくとありがたかったかなという気はします。

**司会者**：なるほど。3番さんが思われていた裁判と、ちょっと現実の裁判との間にギャップがあって、その辺りの違和感が残ってしまったということですかね。最初にこういうシステムなんだということが分かっていれば、そんなに引きずることもなかったんじゃないかという御意見でしょうか。ありがとうございます。

4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者4**：今、引きずる人もいるかなという言葉がちょっと頭に残っていて、私も自分なりにすごくいろいろ考えて、話合いをしたんで、やっぱり判決の前日とかは、これでこの人は何年刑務所に入るのかとか、責任重大やなどか思ったんですけど、でも実際にそういう犯罪を犯したから、それは仕方ないと思って、私は全然引きずってないんです。プロの方でも、この人が犯人なのか、ちょっとグレーな感じのこともあり得るんですか。

**司会者**：疑いが残ると無罪になるというのが制度ですので、そこは説明があったと思いますけれども、不確かなことでその有罪という判断はできませんので、どっちかと迷うときにはやっぱり無罪になるという制度になってます。

**裁判員経験者4**：私はもう絶対飲み込んできたんで、そんなあれだったんですけど、これがきっちりやろうというようなやったら引きずるだろうなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは最後に、守秘義務についてお伺いしたいと思います。まず、守秘義務がどこまで及ぶのかというところを理解されたかということと、あと、守秘義務があるということで負担に感じられたことがあったかということについてお伺いします。

では、1番さんからお願いします。

**裁判員経験者1**：守秘義務に関して、私の場合、特に負担に感じるようなことはなかったと思います。どこまで言っていていい、ここは言ってはいけないというのを明示した文書をいただいていたので、私の場合は対応できました。

**司会者**：ありがとうございます。

2番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者2**：私の場合は殺人事件だったので、自分だけで考えられない場合とか、ちょっと人の意見を聞きたいと思うときがあるじゃないですか。でもそれはやっぱり言っちゃいけないということになっているので。逆に、裁判員になったよということは、家族であったり会社関係とかに言ってるので、どんなことやってると言われて、こうだよということは言うけれども、それ以上しゃべろうとしたら、周りが、それって言ったらかんのやろって。みんな分かっているので、結構浸透してるんじゃないかなとは思いますが。自分が言うより周りが止めるみたいなことはありました。

**司会者**：ありがとうございます。

3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者3**：下手をすると口を滑らせそうになるというのはある気もするんですけど、でもまあ何とか守れるかなというぐらいの印象ですね。それよりも、裁判員制度というものをもっと広く、例えば家族なり職場の人に宣伝してもらいたいみたいというふうに裁判所の方から言われたときに、どっちかいうとそっちのほうが、あ、そうなんやと思いました。しばらく何日間かの間会社を休むんだけど、それは裁判員に選ばれたからなんだよというのを、それは守秘義務とは違ってがんがん言っていていいと。それはなってみて、聞いて初めて、それはそうだなと。

**司会者**：やっぱり裁判員であったことについて、あまり外に話したらいけないんじゃないかという御印象があったということでしょうかね。いつも我々も言っているんですけども、裁判員になってどういう感想を持ったとか、そういうことは守秘義務の範囲ではないので、むしろ職場等について積極的に言っていただけであればありがたいというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

では、4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：守秘義務は別に全然負担ではありませんでした。2番の方がおっしゃったみたいに、私も子どものお迎えとか連絡帳で、ちょっとこういう理由でおじいちゃん、おばあちゃんがお迎えに行きますと言ったら、みんなめっちゃ聞きたそうにするけど、周りが聞かないようにしてくれていたように思います。だから全然負担には思いませんでした。

**司会者**：ありがとうございました。皆さん聞きたがらないと、逆に困ってしまうというのもあって、裁判員裁判を、そういう意味では積極的にまた宣伝していただければありがたいなというふうに思っております。

それでは、そろそろお時間がきました。貴重な御意見を伺うことができましたので、今日いただいた皆様の御意見を参考にさせていただいて、よりよい裁判員裁判を実現していくように努力していきたいと思っておりますので、また皆様も裁判員経験者として、温かい目で裁判員裁判を見ていただいて、裁判員裁判について広報もしていただければありがたいなと思っております。

本日は本当に貴重な時間、どうもありがとうございました。

以 上